

大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が資源物を集団で回収する意欲を維持し、及び向上させるとともに、市内の回収経路を確保することによって、市内から発生する資源物の再利用を促進し、及びごみ減量を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付し、もって資源の有効利用と生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「資源物」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞、段ボール、雑誌等の紙類
- (2) 古着、布切れ等の布類
- (3) アルミ缶

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市集団資源回収促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内の家庭から発生する資源物を集団で回収する団体（共同住宅、寮、学校等複数の市民で構成される団体を含む。以下「集団資源回収団体」という。）
- (2) 資源物を集団で回収する事業により回収された古紙等（前条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）を集団資源回収団体から回収する事業を行う者であって、市長の指定を受けたもの（以下「指定資源物回収業者」という。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市内の家庭から発生した資源物の回収量の実績に応じ、それぞれ次に掲げる金額とする。

- (1) 集団資源回収団体に対しては、回収した資源物1キログラムにつき3円
- (2) 集団資源回収団体から古紙等を回収する指定資源物回収業者に対しては、回収した古紙等1キログラムにつき2円

(指定の基準)

第5条 第3条第2号の指定（以下「指定」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者について行うものとする。

- (1) 市内に事務所、出張所、連絡事務所、作業所及び保管場所のいずれかの事業用施設を有する者
- (2) 市内で資源物の回収に係る事業を行う者であって、回収した資源物の主たる納入先が市内に主たる事務所を有する資源物回収問屋であるもの

(指定の申請)

第6条 指定を受けようとする者は、資源物回収業者の指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 指定は、本市の会計年度ごとに行うものとする。

3 指定の申請内容と指定後の事業内容とが異なることが明らかになった場合は、市長は指定を取り消すことができる。

4 市長は、指定の状況について広く市民に周知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 集団資源回収団体及び指定資源物回収業者は、いずれも、前期（1月から6月までの期間をいう。）に回収した分及び後期（7月から12月までの期間をいう。）に回収した分について、それぞれの期間の終了後に取りまとめた上で、速やかに、補助金の交付の申請をするものとする。

2 指定資源物回収業者に回収した古紙等を引き渡した集団資源回収団体は、前項の申請を指定資源物回収業者に委任して行うものとする。

3 指定資源物回収業者は、自ら又は集団資源回収団体の委任を受けて、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を添付して、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、集団資源回収促進事業補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

（1） 集団資源回収促進事業補助金交付申請明細書（様式第3号）

（2） 資源物回収伝票（様式第4号）

（3） 資源物を資源物回収問屋に納入した際に発行される計量伝票（製紙会社に代納した場合は、製紙会社が発行する計量伝票）又はその写し

4 指定資源物回収業者にアルミ缶のみを引き渡し、又は指定資源物回収業者以外の資源物回収業者（以下「指定外回収業者」という。）に資源物を引き渡した集団資源回収団体は、自ら補助金の交付の申請をするものとし、規則第4条第1項の規定により、指定資源物回収業者又は指定外回収業者（以下この項において「回収業者」という。）が発行した引取伝票又はその写しを添付して、集団資源回収促進事業補助金交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。この場合において、添付する引取伝票は、集団資源回収団体の名称、回収日、回収業者の名称及び資源物の回収量が記載されているものとする。

5 第1項の申請は、市の窓口において提出する方法その他市長が別に定める方法により行うものとする。

（決定通知書）

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、次に掲げる様式による集団資源回収促進事業補助金交付決定通知書により行うものとする。

(1) 集団資源回収団体に対する補助金のうち前条第3項の規定による申請があったもの
にあつては、様式第6号

(2) 前号に掲げる以外の補助金にあつては、様式第7号

2 規則第7条第2項の規定による通知は、集団資源回収促進事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、補助金に係る実績の報告は、第7条第3項又は第4項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条の規定にかかわらず、補助金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。

（交付請求書）

第10条 規則第18条第1項の規定により、交付の決定を受けた集団資源回収団体及び指定資源物回収業者は、集団資源回収促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（取消通知書）

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、集団資源回収促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

（返還通知書）

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、集団資源回収促進事業補助金返還通知書（様式第11号）により行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 志賀町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前の同町の区域内における編入日から平成18年3月31日までの間に行う古紙等の集団資源回収については、この要綱の規定にかかわらず、志賀町集団資源回収事業奨励金交付要綱（平成4年4月1日施行）の例による。

3 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号の規定は平成5年10月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

- 3 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第6条の規定にかかわらず、平成5年10月1日から平成5年12月31日までに回収した分については、平成6年2月10日までに補助金の交付申請をするものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号の規定は平成7年7月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。
- 3 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第3号の規定は平成7年1月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年3月11日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号の規定は、平成8年1月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年3月31日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号の規定は、平成9年1月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年12月19日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号及び同条第3号の規定は、平成9年7月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱（平成5年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月22日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号及び同条第3号の規定は、平成10年4月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年5月17日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号及び同条第3号の規定は、平成12年1月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月19日から施行する。
- 2 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第1号の規定は、平成15年7月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。
- 3 改正後の大津市古紙再資源化促進補助金交付要綱第3条第2号及び同条第3号の規定は、平成15年1月1日以降に回収した家庭古紙に対する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱第2条第2号の規定は、平成20年10月1日以後に行われる資源回収に対する補助金について適用する。
- 3 改正後の大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱第4条第2号及び同条第3号の規定は、平成20年7月1日以後に回収された古紙等（同日から同年9月30日までの期間にあっては、改正後の第2条第1号に掲げるものに限る。）に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱第4条第2号及び第3号の規定は、平成21年1月1日以後に回収された古紙等に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年12月16日から施行する。
- 2 改正後の大津市再生資源利用促進事業補助金交付要綱第4条第2号及び第3号の規定は、平成22年7月1日以後に回収された古紙等に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に回収された再生資源に対する補助金について適用し、同日前に回収された再生資源に対する補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に市長からの指定を受けて古紙等を回収する事業を行う回収業者は、平成25年3月31日までの間は、この要綱による指定再生資源回収業者の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第4条の規定は、平成27年1月1日以後に回収された資源物に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 改正後の大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第4条の規定は、平成31年1月1日以後に回収された資源物に対する補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年7月2日から施行する。
- 2 改正後の大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第4条の規定は、令和2年1月1日以後に回収された資源物に対する補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

資 源 物 回 収 業 者 の 指 定 申 請 書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住 所

（又は法人所在地）

氏 名

（又は法人名称）

Tel

大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第 3 条第 2 号の規定に基づく指定を受けた
いので、下記のとおり申請します。

なお、指定を受けた場合は、同要綱第 7 条第 2 項に規定する委任を受け適正に業務を実施
します。

記

- 1 大津市内に有する事務所等

別紙 1 のとおり

- 2 大津市内で引き取りのある集団資源回収団体

団体

- 3 前記 2 からの年間資源物回収予定量

トン

- 4 前記 2 からの回収した資源物を納入する予定の資源物回収問屋

別紙 2 のとおり

(別 紙 1)

事務所等一覽

[illegible]

※事務所、出張所、作業場、ストックヤード等具体的にお書きください。

(別 紙 2)

納入予定問屋一覧

[illegible]

誓 約 書

私こと、大津市指定資源物回収業者の指定を受けた場合は、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第 1 条の目的を十分理解し、市内の家庭から発生する資源物の資源化に努めます。
- 2 大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第 4 条及び第 5 条の指定の基準を遵守いたします。
- 3 資源物回収業務については、誠実かつ忠実に行うこととします。
- 4 資源物の運搬に当たっては、交通ルールを遵守いたします。
- 5 補助金の交付の申請については、大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第 7 条に基づき、適正な手続きにより申請を行います。
- 6 大津市集団資源回収促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項に規定されている委任業務については、適正にこれを実施します。
- 7 資源物単価については、市況の動向を踏まえた上で、適正な価格による取引を行います。
- 8 その他関係法令等を遵守し、社会道徳に反するような行為はいたしません。

以上、各項目に違反した場合は、いかなる処分を受けても異議申立ては行いません。

年 月 日

(宛先) 大 津 市 長

住 所

氏 名

集団資源回収促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 住 所

（又は法人所在地）

氏 名

（又は法人名称）

TEL

下記のとおり大津市内の家庭から発生する資源物を回収したので、大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により集団資源回収促進事業補助金の交付について下記のとおり申請します。

1 回収の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 回収量及び補助金額

合 計 金 額 _____ 円

（1）申請者分

集団資源回収古紙等

_____ k g _____ 円

（2）集団資源回収団体分

_____ k g _____ 円

様式第3号 (第7条関係)

集團資源回收促進事業補助金交付申請明細書

指定資源物回収業者名

回収団体名	回 収 実 績 (k g)							団体補助金額 (円)
	①新聞	②雑誌	③段ボール	④古布	①～④の 小計	⑤アルミ缶	合計	
合 計					(a)			⑥
	業 者 補 助 金 額 (小計(a)×単価)							⑦
	補 助 金 額 総 額 ((⑥+⑦))							⑧
	備 考							

様式第 4 号（第 7 条関係）

資 源 物 回 収 伝 票

回 収 日		年 月 日	
指定再生資源回収業者名			
再 生 資 源 回 収 団 体	名 称		
	連 絡 先	住 所	
		氏 名	
		TEL	
回収物	回 収 量 (kg)	資源物回収補助予定額 (円)	
新 聞			
雑 誌			
段ボール			
古 布			
アルミ缶			
計			

団体代表者確認 _____

注 1 本伝票は、団体用・業者用・補助金申請用の 3 連式とする。

注 2 この様式によりがたい場合は、本伝票に記載すべき事項が記載された他の様式をもって代えることができる。

集団資源回収促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大 津 市 長

申請者 団体名称

代表者 住 所

氏 名

Tel

下記のとおり資源物を集団回収したので、大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、集団資源回収促進事業補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1 回収の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 回収量及び補助金額

_____ k g _____ 円

3 取引した資源物回収業者名及び連絡先

様式第 6 号（第 8 条関係）

集団資源回収促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大 津 市 長

年 月 日付けで貴団体（申請者： ）から申請のあった集団資源回収促進事業補助金の交付について下記のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助年度

年度

様式第 7 号（第 8 条関係）

集団資源回収促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大 津 市 長

年 月 日付けで申請のあった集団資源回収促進事業補助金の交付について下記のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助年度

年度

集団資源回収促進事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書

第 号
年 月 日

様

大 津 市 長

年 月 日付けで申請のあった集団資源回収促進事業補助金について下記のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 交付申請額

合 計

金 額

金

円

2 補助年度

年度

3 交付しないことと決定した理由

様式第 9 号（第 10 条関係）

集団資源回収促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住 所

団体名又は社名（屋号）

代表者名

⑨

電話番号

年 月 日付け大 第 号で決定のあった集団資源回収促進事業補助金
について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により下記のとおり請求
します。

記

請 求 金 額		金 円	
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫 農協 信用組合 支店 出張所	
	預金種目	普通	当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		
補 助 年 度		年 度 （ 期 ）	

※申請団体名称と振込先の口座名義が異なる場合

委任状

申請団体_____は上記補助金を受領する権限を委任します。

代表者 _____⑨

委任する相手方 住所_____

氏名_____

振込先口座 _____上記のとおり

様式第10号（第11条関係）

集団資源回収促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした集団資源回収促進事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

記

補 助 年 度	年度
交 付 決 定（ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定(確定)金額	円
取 消 を し た 理 由	

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

集 団 資 源 回 収 促 進 事 業 補 助 金 返 還 通 知 書

第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした集団資源回収促進事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。